日調連発第１１４号
令和８年８月１３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

日本土地家屋調査士会連合会諸規則等の一部改正について（通知）

本月 5 日、6 日に開催しました令和 8 年度第 2 回理事会において、下記の規則等が一部改正されましたので通知します。

なお、各規則等の新旧対照表及び改正後の全文は、それぞれ別添 1 及び別添 2 のとおりです（この度の変更箇所を下線で表示しております。）。

記

1　日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正（別添 1）

土地家屋調査士会員証に記載される「法人届出番号」は、土地家屋調査士登録事務取扱規程第 71 条に規定する土地家屋調査士法人の登録番号と同一のもので、連合会が土地家屋調査士法人を管理するための番号であり、会員証への記載がなくても特段の支障は生じないことから、「法人届出番号」の項目を削除するため、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正を行ったものです。

なお、施行期日は、令和 8 年 8 月 6 日です。

2　日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規則の一部改正（別添 2）

委員の任期及び委員の数について、現状に照らし、より適切なものに改めるため、日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規則の一部改正を行ったものです。

なお、施行期日は、令和 9 年 6 月 16 日です。

以上

別添 1-1

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
第 1 条　～　第 18 条（略）	（同左）
附　則（略）	（同左）
附　　則（第 17 条・附録第 6-2 号、附録第 6-4 号） **（施行期日）** この改正規則は、令和 8 年 8 月 6 日から施行する。	（新設）

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則

目　次

第 1 章　総則（第 1 条）
第 2 章　専務理事及び常務理事の職務（第 2 条、第 3 条）
第 3 章　業務の分掌（第 4 条～第 12 条）
第 4 章　土地家屋調査士総合研究所（第 13 条）
第 5 章　補則（第 16 条～第 18 条）
附　則

第１章　総　　則

（目　的）

第 1 条　日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「会則」という。）第 75 条の規定に基づき、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の業務分掌及び事業執行に必要な事項及び諸規程並びに様式、規格等については、会則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第２章　専務理事及び常務理事の職務

（専務理事の職務）

第 2 条　専務理事は、常務を掌理するとともに、次に掲げる事務を処理する。

⑴　事業計画基本方針原案及び予算原案の編成に関する事項
⑵　各部との連絡調整に関する事項
⑶　事務局の監理に関する事項
⑷　渉外に関する事項
⑸　情報の収集及び分析に関する事項
⑹　ブロック協議会及び土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）に対する連絡調整に関する事項
⑺　事業の進捗状況及び予算の執行状況の掌理に関する事項
⑻　土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の登録事務並びに連合会特定認証局（以下「認証局」という。）及び連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明に係る事務に関する事項
⑼　理事会又は常任理事会若しくは他の規則により専務理事が処理することとされた事項

2　専務理事は、前項各号の事務うち、会長の承認を得て、その一部を常務理事に委任することができる。

3　専務理事に事故あるときは、常務理事がその職務を代理し、専務理事に欠員が生じたときは、理事会の決議を経て、新たに選任することができる。

4　専務理事を置かなかったときは、理事会の決議を経て、その職務を行う役員を選任することができる。

（常務理事の職務）

第３条　常務理事は、専務理事を補佐するとともに、次に掲げる事務を処理する。

⑴　事務局職員の人事管理に関する事項
⑵　文書等の情報の発信及び受信に関する事項
⑶　会議の開催に関する事項
⑷　決算報告書原案の作成に関する事項
⑸　経理事務の管理に関する事項
⑹　公印の管守に関する事項
⑺　資産の管理及び物品の調達・保管に関する事項
⑻　情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
⑼　理事会又は常任理事会若しくは他の規則により常務理事が処理することとされた事項
⑽　会長又は専務理事から特に執行を指示された事項

２　常務理事に事故あるときは、専務理事がその職務を代理し、常務理事に欠員が生じたときは、理事会の決議を経て、新たに選任することができる。

３　常務理事を置かなかったときは、理事会の決議を経て、その職務を行う役員を選任することができる。

第３章　業務の分掌

（業務の分掌）

第４条　連合会は、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

⑴　総務部
⑵　財務部
⑶　業務部
⑷　研修部
⑸　広報部
⑹　社会事業部

（総務部）

第５条　総務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
⑵　土地家屋調査士制度の改善に関する事項
⑶　調査士及び調査士法人の登録に関する事項
⑷　認証局の運営及び連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明に係る事務に関する事項
⑸　調査士会の綱紀委員会に関する事項
⑹　調査士会の紛議の調停に関する事項
⑺　情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
⑻　ブロック協議会に関する事項
⑼　諸規程の整備に関する事項
⑽　事務処理の効率化に関する事項
⑾　その他他の部の所掌に属さない事項

（財務部）

第 6 条　財務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　会費の徴収に関する事項
⑵　予算及び決算に関する事項
⑶　資産の管理に関する事項
⑷　金銭及び物品の出納に関する事項
⑸　調査士会の会員の福利厚生及び共済に関する事項
⑹　業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
⑺　業務関係図書の発行に関する事項

（業務部）

第 7 条　業務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項
⑵　業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項
⑶　調査士業務の相談に関する事項
⑷　業務関係諸用紙の様式の策定に関する事項
⑸　業務関係図書の作製に関する事項
⑹　報酬に関する調査及び研究に関する事項
⑺　地図に関する調査及び研究に関する事項
⑻　筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
⑼　境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
⑽　調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項

（研修部）

第 8 条　研修部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　研修計画に関する事項
⑵　研修会の実施に関する事項
⑶　講演会、講習会等の開催に関する事項
⑷　会則第 67 条の 2 に規定する研修の実施及び運営に関する事項

（広報部）

第 9 条　広報部においては，次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　広報に関する事項
⑵　会報の編集及び発行に関する事項
⑶　情報の収集に関する事項

（社会事業部）

第 9 条の 2　社会事業部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　地図の作成及び整備等に関する事項
⑵　会則第 3 条第 14 号に規定する筆界に関する民間紛争解決手続に関する調査及び研究並びにその手続実施機関設置の推進に関する事項
⑶　日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
⑷　公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項
⑸　その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

（部の組織等）

第 10 条　連合会の部の業務は、理事が分掌する。

２　部には、部長１人を置く。

３　部には、部長を補佐する次長を置くことができる。

４　部長は、部の業務を掌理する。部長に事故あるときは、あらかじめ定めた者がその職務を代理する。

５　部長は、常任理事をもって充てる。

（部の担当員）

第 11 条　部は、その業務を補助させるため必要な規定を定め、理事会の承認を得て担当員を置くことができる。

２　前項の担当員を置くときは、補助する部の業務に相応しい名称を付すものとする。

３　担当員は、理事会の承認を得て、役員以外の調査士会員のうちから会長が委嘱する。

（専門部会等）

第 12 条　会長は、部の分掌の範囲を越えて業務の執行を行う必要があるときは、理事会の議を経て専門部会等を設置することができる。

２　前項の担当者は、理事会の承認を得て、役員、調査士会の会員及び会員以外の有識者のうちから会長が委嘱する。

第４章　土地家屋調査士総合研究所

（土地家屋調査士総合研究所）

第 13 条　連合会は、土地家屋調査士総合研究所を置く。

２　土地家屋調査士総合研究所の組織及び運営について必要な事項は、別に理事会で定める。

３　土地家屋調査士総合研究所の略称は総研とする。

第 14 条　削除

第 15 条　削除

第５章　補　　則

（規則・規程等）

第 16 条　連合会は、次に掲げる規則、規程等によって事務を行う。

⑴　会議に関する規則

⑵　登録に関する規程

⑶　執務に関する規程

⑷　文書に関する規程

⑸　給与に関する規程

⑹　会計に関する規則

⑺　顕彰・弔慰に関する規程

⑻　委員会等に関する規則
⑼　共済会に関する規則
⑽　その他連合会の事業執行に必要な規則、規程等

（様式、規格及び仕様）

第 17 条　様式、規格及び仕様等については、理事会の承認を経て会長が定める。

2　入会届、印鑑紙、印鑑届、改印届、調査士会員名簿、調査士法人会員名簿、会員証及び会員徽章の様式は、それぞれ附録第 1 号から附録第 7 号までに定めるところによる。

3　職印及び職印証明書は、附録第 8 号に定めるところによる。

4　事件簿、年計報告書及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書は、附録第 10 号から附録第 12 号までに定めるところによる。

5　表札及び補助者証は、附録第 13 号及び附録第 14 号に定めるところによる。

6　土地の表示に関する登記申請書、同継続用紙、建物の表示に関する登記申請書、同継続用紙、建物の分割合併の登記申請書、同継続用紙、区分建物登記申請書、同継続用紙の様式は、様式第 1 号から様式第 8 号までに定めるところによる。

7　不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書の様式は、様式第 9 号及び様式第 10 号に定めるところによる。

（調査士会の番号）

第 17 条の 2　調査士会を特定するときに用いる番号は、別表に定めるところによる。

（細則への委任）

第 17 条の 3　領収証に関する必要な事項は、別に理事会で定める。

（規則の改廃）

第 18 条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

この規則は、昭和 46 年 9 月 14 日から施行する。

附　　則（施行規則の変更）

この規則は、昭和 47 年 8 月 19 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 48 年 2 月 22 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 51 年 4 月 25 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 52 年 2 月 11 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和52年8月19日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和55年1月1日から施行する。

附　　則

⑴　この変更規則は、昭和55年7月1日から施行する。

⑵　附録第1号及び第2号様式については、この規則の施行後昭和55年12月31日までは、従前の様式を使用することができる。

附　　則

この変更規則は、昭和55年9月24日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附　　則

⑴　この変更規則は、昭和61年6月1日から施行する。

⑵　附録第4号様式については、この規則の施行日以前に発行済のものは、有効期限内に限り従前の様式のものを使用することができる。

附　　則

この変更規則は、昭和63年6月7日から施行する。

附　　則（第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附　　則（第15条）

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附　　則（第12条、第13条）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附　　則（第5条、第7条）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附　　則（第9条）

この規則は、平成7年7月6日から施行する。

附　　則（第15条第2項、同条第3項、同条第5項）

1　この改正規則は、平成9年4月25日から施行する。ただし、附録第6号及び同第8号様式の改正については、平成9年7月1日から施行する。

2　附録第 4 号及び同第 12 号様式については、当分の間、従前のものを使用することができる。

附　　則（第 15 条第 2 項、同条第 3 項）

この改正規則は、平成 9 年 12 月 19 日から施行する。

附　　則（第 3 条、第 4 条、第 8 条）

この改正規則は、平成 11 年 6 月 26 日（定時総会終了の日）から施行する。

附　　則（第 9 条）

この改正規則は、平成 11 年 12 月 16 日から施行する。

附　　則（第 3 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

（施行期日）

この改正規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 9 号）

この改正規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 8 号）

この改正規則は、平成 17 年 6 月 23 日から施行する。

附　　則（第 1 条～第 3 条、第 5 条～第 17 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（第 2 条～第 18 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条の 2、第 14 条、第 17 条、第 17 条の 2）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 1 号、附録第 4 号、附録第 5 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 11 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

附　　則（第 17 条・様式第 9 号、様式第 10 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 14 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 6 号、附録第 12 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附　　則（目次、第 1 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 7 条、第 9 条の 2、第 13 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 23 年 9 月 9 日から施行する。

附　　則（附録第 12 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 2 条第 8 号、第 5 条第 4 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 13 号）

（施行期日）

この規則は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 2 号、附録第 3 号、附録第 4 号、附録第 8 号）

（施行期日）

この改正規則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）の施行の日（令和 2 年 8 月 1 日）から施行する。

附　　則（第 2 条、第 3 条）

（施行期日）

この改正規則は、令和 4 年 10 月 26 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 11 号）

（施行期日）

この改正規則は、令和 5 年 12 月 14 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号、第 17 条の 3）

（施行期日）

この改正規則は、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。

附　　則（第 13 条）

（施行期日）

この改正規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 6-2 号、附録第 6-4 号）

（施行期日）

この改正規則は、令和 8 年 8 月 6 日から施行する。

附録第6―2号（改正前）

会員証(縦5.4cm×横8.6cm)　表面

（法人用）

土 地 家 屋 調 査 士 会 員 証

顔写真

正面　無帽
縦4cm×横3cm

日本土地家屋調査士会連合会登録
○○○第　　号

氏　　名

生年月日

法人名称
事 務 所
(従たる事務所の社員は主たる事務所所在地を併記)
(代表者を定めている場合には、代表者氏名記載)
法人届出番号

年　月　日まで有効

印

○○○土地家屋調査士会

会員証(縦5.4cm×横8.6cm)　裏面

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 登録の取消し又は退会したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

発行日　　年　月　日

○○○土地家屋調査士会　電話 ○○○―○○○―○○○○

附録第6―2号（改正後）

会員証(縦5.4cm×横8.6cm)　表面

（法人用）

土 地 家 屋 調 査 士 会 員 証

顔写真

正面　無帽
縦4cm×横3cm

日本土地家屋調査士会連合会登録
○○○第　　号

氏　　名

生年月日

法人名称
事 務 所
(従たる事務所の社員は主たる事務所所在地を併記)
(代表者を定めている場合には、代表者氏名記載)

年　月　日まで有効

印

○○○土地家屋調査士会

会員証(縦5.4cm×横8.6cm)　裏面

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 登録の取消し又は退会したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

発行日　　年　月　日

○○○土地家屋調査士会　電話 ○○○―○○○―○○○○

附録第6―4号（改正前）

会員証(縦5.4cm×横8.6cm)　表面

（法人用：ADR認定記載）

土 地 家 屋 調 査 士 会 員 証

顔写真

正面　無帽
縦4cm×横3cm

日本土地家屋調査士会連合会登録
○○○第　　号

氏　　名
生年月日

法人名称
事 務 所
(従たる事務所の社員は主たる事務所所在地を併記)
(代表者を定めている場合には、代表者氏名記載)
法人届出番号

民間紛争解決手続代理関係業務認定
年　月　日　第　　号

年　月　日まで有効

○○○土地家屋調査士会　印

会員証(縦5.4cm×横8.6cm)　裏面

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 登録の取消し又は退会したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

発行日　　年　月　日

○○○土地家屋調査士会　電話 ○○○―○○○―○○○○

附録第6―4号（改正後）

会員証(縦5.4cm×横8.6cm)　表面

（法人用：ADR認定記載）

土 地 家 屋 調 査 士 会 員 証

顔写真

正面　無帽
縦4cm×横3cm

日本土地家屋調査士会連合会登録
○○○第　　号

氏　　名
生年月日

法人名称
事 務 所
(従たる事務所の社員は主たる事務所所在地を併記)
(代表者を定めている場合には、代表者氏名記載)

民間紛争解決手続代理関係業務認定
年　月　日　第　　号

年　月　日まで有効

○○○土地家屋調査士会　印

会員証(縦5.4cm×横8.6cm)　裏面

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 登録の取消し又は退会したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

発行日　　年　月　日

○○○土地家屋調査士会　電話 ○○○―○○○―○○○○

日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規則の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規則	日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規則
第１条・第２条　（略）	**第１条・第２条**　（同左）
（委員の任期） **第３条**　委員の任期は、就任した時の役員の任期と同一とする。 ２・３　（略）	（委員の任期） **第３条**　委員の任期は、就任後最初に開かれる定時総会の終結のときまでとする。 ２・３　（同左）
（委員会の構成） **第４条**　（略） ２　委員の数は、3人以上15人以内の範囲内で定める。 ３～５　（略）	（委員会の構成） **第４条**　（同左） ２　委員の数は5名乃至15名の範囲内で定める。 ３～５　（同左）
第５条・第６条　（略）	**第５条・第６条**　（同左）
（報告の義務） **第７条**　委員長は会長の要請に基づき次に掲げる各号の報告をしなければならない。 （１）・（２）　（略） ２　（略）	（報告の義務） **第７条**　委員長は会長の要請に基づき左の各号の報告をしなければならない。 （１）・（２）　（同左） ２　（同左）
第８条・第９条　（略）	**第８条・第９条**　（同左）
（規則の改廃） **第10条**　この規則の改廃は、理事会の決議による。	（新設）
附　則	**附　則**

１～３　（略） **附　則**（第3条、第4条、第7条、第10条） この規則の変更は、令和9年6月16日から施行する。	１～３　（同左）

別添 2-2

日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規則

（目　的）

第 1 条　日本土地家屋調査士会連合会会則第 28 条第 2 項に基づいて設置する各種委員会に関する規則は次条以下の定めるところによる。

（委員の選任）

第 2 条　委員は、会長が理事会に諮り会員・学識経験者の中から任命する。ただし、調査士会又はブロック協議会から選任する場合は、必要に応じそれぞれ調査士会長又はブロック協議会長の推薦を求めることができる。

（委員の任期）

第 3 条　委員の任期は、就任した時の役員の任期と同一とする。

2　委員は再選されることができる。

3　委員に欠員を生じたとき、増員の必要があるときは、第 2 条により会長が任命する。ただし、その者の任期は現存委員の任期に従う。

（委員会の構成）

第 4 条　委員会は、選任された委員をもって構成する。

2　委員の数は、3 人以上 15 人以内の範囲内で定める。

3　委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人以内を置くものとし、委員長は委員が互選し、副委員長は委員長の指名による。

4　委員会において必要を認めたときは、常任委員若干人を置くことができる。常任委員は委員のうちから委員長が指名する。

5　委員長は副委員長及び常任委員をもって小委員会を構成することができる。

（委員長・副委員長・常任委員の任務）

第 5 条　会長は、委員会を招集し、委員長はこれを統括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3　常任委員は、委員長の指示した事務又は小委員会の業務を処理する。

（委員会の運営）

第 6 条　委員会がその任務遂行のため必要あるときは、委員長名をもって連合会の意見を求め、又は協力を要請することができる。

2　会長は委員会活動に資するため必要な資料を提供することができる。

（報告の義務）

第 7 条　委員長は会長の要請に基づき次に掲げる各号の報告をしなければならない。

⑴　委員会の審議の進捗状況及びその結果

⑵　会長が特に必要とする事項

2　委員会が建議することを必要とした事項については、理由を付した書面により会長に提出するものとする。

（委員以外の者の出席）

第 8 条　会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事並びに会長又は委員会から要請があった者は、委員会に出席して意見を述べることができる。

（制限規定）

第 9 条　会長はいつでも委員会の運営につきその方針を指示し、又審議の経過について中間報告を求めることができる。

2　委員会が経費を伴う活動を行うには、事業計画及び予算の範囲内で行わなければならない。

3　委員会は案件に関係ある予定外の活動を行う必要ある場合は予めその内容及び経費につき会長の承認を受けなければならない。

（規則の改廃）

第 10 条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

1　この規則は、昭和 48 年 2 月 22 日より施行する。

2　この規則の施行に必要な細則については会長の承認を受け委員会において別に定めることができる。

3　この規則の変更は、理事会が定める。

附　　則

この規則の変更は、昭和 55 年 9 月 23 日から施行する。

附　　則

この規則の変更は、昭和 58 年 6 月 9 日から施行する。

附　　則

この規則の変更は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

附　　則（第 8 条）

この規則の変更は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 10 条）

この規則の変更は、令和9年6月16日から施行する。